

気 水 第249号
平成24年 3 月30日

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例及び神奈川県
生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行につ
いて（通知）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成24年神奈川県規則第23号）を、別添のとおり平成24年 3 月30日に公布し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年神奈川県条例第31号。以下「改正条例」という。）を、平成24年10月 1 日（一部は、平成24年 4 月 1 日）から施行することとしました（以下、改正条例による改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「条例」という。）。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年神奈川県規則第24号。以下「改正規則」という。）を、別添のとおり平成24年 3 月30日に公布し（以下、改正規則による改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則を「規則」という。）、平成24年10月 1 日（一部は、平成24年 4 月 1 日）から施行することとしました。

これらの改正のうち、平成24年 4 月 1 日に施行される部分の内容及び改正の趣旨については、次のとおりですので、条例の円滑な施行及び運用を図られますよう通知します。

なお、平成24年10月 1 日に施行される部分の改正の趣旨、内容及び運用上留意すべき事項については、別途通知します。

1 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理に関する規定の削除（改正条例による改正前の神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 7 章第 3 節関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により、廃棄物が地下にある土地として知事が指定した区域において土地の形質の変更を行う際の届出義務等が設けられていることを踏まえ、旧条例第 7 章第 3 節及び改正規則による改正前の神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 6 章第 2 節の規定を削除した。

2 排煙の測定頻度の見直し（規則第32条関係）

平成15年に大気汚染防止法が改正され、ばい煙等の測定頻度が緩和されたが、その後も大気保全上の支障がないと判断されたことから、同様の規制を行う条例においても、扱いを同一とした。

- (1) ガス発生炉のうち燃料電池用改質器から大気中に排出される窒素酸化物及びばいじん等に係る測定の頻度を 5 年に 1 回以上とした。
- (2) 1 年につき継続して休止する期間が 6 月以上の場合、大気中に排出される炭化水

素系特定物質及び排煙指定物質等の測定の頻度を年1回以上とした。

併せて、排煙の測定に係る記録は、排煙量及び排煙濃度を5年に1回以上測定する施設にあっては、5年間保存しなければならないとした。

3 地盤の沈下の防止（規則第6章第4節関係）

用語の整理等を行ったものであり、規定の内容はこれまでと何ら変更はない。

4 指定施設の範囲の変更（規則別表第1関係）

指定施設の要件として、「特定排水施設に限る」又は「小規模排水施設を除く」旨の規定が設けられていなかった施設のうち、規則別表第1の17の項「無機顔料の製造の作業」の用に供する「湿式分別施設」はじめとする18施設については、発生する可能性のある公害が専ら水質に係るものであり、有害物質を使用せず、かつ当該施設に係る排水が公共用水域に排出されない場合においては公害の発生の蓋然性が低いことから、新たに「特定排水施設に限る」旨の要件を追加した。

5 公共用水域に排出される排水の規制基準等の変更（規則別表第9及び第10関係）

(1) 平成23年10月に排水基準を定める省令（昭和46年総令第35号）が改正され、1,1-ジクロロエチレンに係る水質汚濁防止法に基づく一律排水基準が0.2mg/Lから1mg/Lに緩和されたことを踏まえ、排水に含まれる1,1-ジクロロエチレンの許容限度を0.2mg/Lから1mg/Lに改めた。

(2) 平成23年10月の水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境省告示第59号。以下「水質環境基準」という。）の改正により、水質環境基準の付表の番号の繰り下げ等が行われたことに伴い、規則別表第10における水質環境基準の引用箇所について所要の改正を行った。

6 環境汚染の原因物質及び基準値の追加等（規則別表第17関係）

(1) 平成23年10月の水質環境基準の改正によりカドミウムに係る基準値が強化されたことを受け、カドミウムに係る基準値を改正した。

(2) 平成23年10月の地下水環境基準の改正によりカドミウムに係る基準値が強化されたことを受け、カドミウムに係る基準値を改正した。

7 地下水の水質の浄化基準の変更（規則別表第18関係）

6(2)と同様の理由から、規則別表第18に定めるカドミウムに係る地下水の水質の浄化基準値を改正した。